

個人事業主の倒産防止共済制度 (経営セーフティ共済) の解約等にご注意!

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）とは？

取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐため、中小企業倒産防止共済法に基づき、中小企業基盤整備機構により昭和53年4月にスタートした共済制度です。経済状況や社会環境の変化に伴い、貸付限度額や掛金月額上限の引上げ、掛金納付期間の短縮、一時貸付金貸付制度や早期償還手当金の創設、共済事由の拡大等の見直しが行われ、現在に至っています。

2021年10月 会計検査院の調査により「個人事業者の経営セーフティ共済の自己都合の解約金の申告漏れ」が国税庁に改善要求されました。本来、解約金は事業所得の収入として申告する必要がありますので、申告していない場合、今後税務調査等で指摘される可能性があります。

経営セーフティ共済の本来の機能として、取引先の倒産(法的整理、取引停止処分、でんさいネットの取引停止処分、私的整理、災害による不渡り、災害によるでんさいの支払不能、特定非常災害による支払不能)により、無担保・無保証人で掛金総額の最高10倍(上限8,000万円)まで借入(共済金)ができます。6か月の据置期間を含み借入金額に応じて最長7年で返済しなければなりません。この借入は無利子ですが、借入発生時に掛金総額の10分の1に相当する金額が控除されます。返済期日までに共済金の返済がないと、年14.6%の違約金が課せられます。共済金の借入額は、被害額と掛金総額の10倍に相当する額の何れか少ない額となります。

【経営セーフティ共済の安心のポイント】

- ・取引先の倒産後、無担保・無保証人で、納付された掛金総額の最高10倍(上限8,000万円)まで、すぐに借入できます。
- ・掛金の税制優遇措置が受けられるため、1年以内の前納掛金も含め、法人は損金、個人事業者は必要経費に算入できます。
- ・自己都合の解約の場合、12か月以上40か月末満掛金を収めていれば掛金総額の80%、40か月以上で全額返戻されます。
(12か月末満は、掛け捨てとなります)

【掛金支払時の損金(法人)、必要経費(個人事業者) 算入要件とは?】

- ・法人の場合・・・・法人税の税務申告書において、適用額明細書及び別表十(七)「社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」に必要事項を記載して添付します。
- ・個人事業者の場合・・・・所得税の税務申告書において、「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書」に必要事項を記載して添付します。

※ 1年以内の前納掛金は損金、必要経費に算入できますが、前納期間が1年を超えるものは、各事業年度末(決算期)において、期間の経過に応じ損金、必要経費の額に算入できます。

※ 個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)には、掛金の必要経費としての算入が認められません。

【解約時の税務上の取り扱い】

- ・法人の場合・・・・法人税の税務申告書上、掛金支払時に損金になっていますので、解約時は益金(雑収入)として所得計算します。
- ・個人事業者の場合・・・・所得税の税務申告書上、事業所得の必要経費となっていますので、解約時は事業所得の収入として所得計算します。